

# PIPと言われたら組合へ

# かいな

全日本金属情報機器労働組合(JMIU)  
日本アイビーエム支部  
東京都港区赤坂2丁目20番6  
川瀬ビル5F 〒107-0052  
TEL: 03-3583-9037  
FAX: 03-5562-0853

定価 月500円

## PBC評価・PIPに関するご意見募集 PBC評価はいかがでしたか?

「2011年PBC評価3以下は全員にPIPを行う」と、W3で発表がありました。どのように思われますか? ご意見をお聞かせください。ご協力をお願いします! フリーコメントは匿名にて、かいなまたは、Webに掲載させていただきます。皆さんからのご意見は個人を特定しないように集計結果にまとめます。また、個人情報等の秘密は厳重に管理いたします。

## Webに寄せられたご意見

Q1 あなたについて教えてください。男性・40代・非組合員  
Q2 2011年のあなたのPBC評価について教えてください。  
Q3 所属長とのPBC評価面談でのやり取りにおいて疑問に思ったことがあればコメントください。  
相対評価といいつながらその本当の位置がわからないため、評価自体が信用できない。個人の稼働

# PBC評価いいかげんな実態 5月に低評価候補者指名

現在、会社はPBC低

評価者に対してPIP(業績改善プログラム)を強要していますが、そもそもPBC評価が公平、公正に行われているのでしょうか。組合は、いかに評価の中身がいかに加減であるかを会社が作成した人事資料をもとに紹介します。

この資料は、2010年の夏、組合に部門の人事戦略に関する資料が、匿名の人から提供されました。その内容は、リストラ実施の企てともれるシロッキングなもので、人員の削減実績や今後の予定数、メンタル疾患患者の推移、PBC評価の割合など多岐にわたっています。

この資料には、PBC評価について一般職の詳細は書かれていませんでしたが、理事・執行役員については具体的に書かれていて一般職も同様と考えられます。

さらに低評価候補者として「レッドサークル」に属するA氏、B氏、と具体的な名前も記載されています。「レッドサークル」とは「エグゼクティブの退職勧奨リスト」です。ボトム15%に入った時点で、退職勧奨リストに載せられるということになります。

資料では、低評価対象者は「翌年2月に定年退職予定のC氏が良い」と結んでありました。確かに翌年2月に定年退職予定のC氏が良い」と

率を目標にいれるが、稼働率の成績はくじ引きで運みたいなものになっていない。会社は責任を押し付けるような目標設定は承服できない。

上を図るための方策だと思いませんか? Q5 PIPの目標設定内容はどのようなものでしたか? 機関紙を拝見する限り、達成できない目標を設定している時点で、相当な

悪意を感じます。会社ぐるみのパワハラを感じます。 Q6 PIPについてのあなたの意見を聞かせてください。 所属長もPIPする制度に必要があるでしょうか。

Q7 PBC及びPIPについて、フリーなコメントをお願いします。 PIP制度は形骸化しており、それを実行する上長は腐敗していると感じます。 恥ずかしくて社外へは自社の状況を話すことができません。

次号「かいな」2202号は5月21日発行です



組合はこの資料をIBM退職強要・人権侵害裁判の証拠(甲56号証)として、東京地裁に提出しました。すると会社は在籍中の原告3名(木村団長は2010年5月に定年退職)と組合の委員長に対して「甲56号証は不正競争防止法という営業秘密であり、公開した場合、懲戒処分にする」と

2012 第26回

# 憲法フェスティバル

いま、このとき!

活動するアイドルグループ  
**制服向上委員会**  
コンサート  
「タッ!タッ!脱・萌発の歌」など

女性作家 高杉  
**吉今亭 菊千代**  
落語 平和でなくは落語は笑ってもらえない

作歌 作詞作曲  
**新井 満**  
講演・朗読・歌唱  
「千の嵐になって」

## 5月19日(土)

開場12時00分 開演12時30分 終演15時15分(予定)

### ニッショーホール 03(3503)1486

**参加券: 前売 2,000円 / 当日 2,500円**

大学生1,000円 障害者・付添人各1,000円 (前売・当日とも) 高校生以下無料

★手配通訳がつかず (協力: 東京御手配通訳問題研究会)  
★保育費あり (希望される方は前もってご連絡ください)  
★会場ロビー企画 書籍・CDの販売・サイン会等、楽しい企画を準備しています。

主催 憲法フェスティバル実行委員会  
〒102-0071 東京都千代田区富士見2-7-2  
ステーションビル1706号室 南北法律事務所寄付

Tel・Fax 03(5211)0997  
<http://www.kenfes.com/>

あの日から1年経った。東日本大震災のあの日。多くの人が亡くなられた。安らかに眠ってください。生き残った私達はどうする。被災された人にできる事は。地震や津波は天災なので発生を防ぐことはできないが、備えは十二分にすべきである。原発は危険なので代替が急務だ。事故が起つてからまた想定外では済まない。人災は二度と起こしてはならない。過ちは繰り返してはならない。一方、年間の自殺者が連続14年3万人を超えている。1日80人以上自殺している事になる。14年前の1998年に何があつたのか。これは人災ではないと言いきれないのではないのか。メンタルヘルスを含む労働安全衛生は重要な課題である。誰でも落ち込む事はあるが、君死にたまふことなかれ。(M・T)

### 中央団体交渉 報告

3月21日に日本IBM、同月22日にレノボ・ジャパンとの中央団交を行いました。

日本IBM中央団交では、PBCで不当に低評価にされた社員が複数名出席し、低評価の撤回を求めました。また、組合活動妨害など不当労働行為に対して強く抗議しました。

レノボ・ジャパンとの中央団交では、春闘要求に対しての会社回答がありました。

## 〔PBC問題〕不当低評価撤回せよ

### 日本IBM

これまでの団交に引きついても、強く抗議し、PBCにおいて不当に低評価とされた社員4名（1名は代理者）が出席し、強く抗議するとともに低評価の撤回を求めました。

今回の主な不当評価は次の通りです。

- ・部門の責任を自分一人に負わされ低評価とされた。
- ・多くの実績があるにもかかわらず、かかわらなかつた一つの小さなミスを取り上げて低評価とされた。
- ・さらに、部署内で自分だけが定期的な面談を強要されたり、評価面談の際に所属長から受けたパ

ワーハラスメントなどを明確に示すよう会社に求めました。

### 不当労働行為をやめよ

そのためにはデータ開示



前回までの団交から引き続き、組合は「組合幹部への不当低評価は組合活動への妨害行為である」と、「労使で協議中のPIP強制実施は不当労働行為である」とを伝え「P

# 偽装裁量労働をやめよ 労基署が改善指導

2011年7月下旬に中央労働基準監督署（以下、「労基署」）が日本IBMの裁量労働制の適用状況に問題があるのではという点で、本社STH部門に立入調査、およびアンケートを行ったこと、その結果労基署から会社に



対して指導票が出され、これは、かいな2187号（2011年9月20日発行）とかいな2191号（2011年11月21日発行）でお伝えしましたが、今回はその続報です。

日本IBMでは「裁量労働制度」のことを「裁量勤務制度」としていますが、ここでは一般的な「裁量労働制」という表現を使います。

まず労基署は立入調査およびアンケートの結果「STHのなかには裁量労働制の適用対象とならない業務に従事している従業員があること」を指摘しました。会社はそのことを認め、「個人々々の労働状況を調査した結果何人かの従業員が裁量労働制から外れたこと」を

労基署に報告しました。さらに労基署は「全社的に同様の調査を行い、裁量労働制の適用対象にならない従業員を、通常の給与体系に戻し、時間外労働手当を適切に支払うよう」指導し、会社はその指導に従うことを約束しました。

日本IBMの裁量労働制が、時間外労働手当削減のための制度であることとを、労基署が認めたことになり、組合は会社から労基署の指導に従って、裁量労働制を適切に適用していくことを監視していきます。不適切な適用がありましたら、中央団体交渉やその他の方法で鋭く追及していく所存です。

社員の皆さんも自分の裁量労働制適用に疑問を持ったら、組合に相談してください。所属長や人事の不当な圧力に屈することはありません。日本IBMから偽装裁量労働制をなくし、正当な時間外労働手当を受取りましょう。

### レノボ・ジャパン

動の賃金 については

## 〔春闘要求回答〕評価確定前賃金交渉せよ

### 職場復帰勝ち取る

春闘要求についてレノボ・ジャパンは「マイナズ要因として昨年のハードディスクドライブの件があるものの、ビジネスはそれなりに順調に推移しているので全く昇給できないような状況ではない」と回答しました。

組合は「組合と交渉するべきではない」との差別的発言がありました。賃金交渉については、会社は個人業績評価の確定以降に必ずとすといいますが、組合は「評価連

実団交であること」など結果が労働条件の不利を繰り返し伝えました。変更し、会社は「労働条件の不利変更については要求に応じないの誠意は組合と協議する」とす

組合は「労働条件の不利変更については要求に応じないの誠意は組合と協議する」とす

組合は「組合と交渉するべきではない」との差別的発言がありました。賃金交渉については、会社は個人業績評価の確定以降に必ずとすといいますが、組合は「評価連

組合は「組合と交渉するべきではない」との差別的発言がありました。賃金交渉については、会社は個人業績評価の確定以降に必ずとすといいますが、組合は「評価連

### 人事異動の影響は？ NECとの合併で

組合は社員の労働条件の不利変更などを懸念し、NECとの合併における大きな組織変更や人事異動について質問しました。会社は「工場については米沢へ移管された。今後は技術者の交流が始まる」と回答するも、人員削減などについての発言はありませんでした。

今後組合は、従業員への賃金や労働条件等の不利変更となる、不当なPBC低評価やPIP強要に対して、会社が是正・撤回するまでは、抗議・追及し、そして、交渉し続けます。

### 次号に詳細記事予定

## 組合なんでも相談窓口担当者

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	事業推進・事業企画・オペレーションズ	杉野 憲作	1812-2938
本社	第一契約推進・リーガルサポートセンター	牧村 武	1712-5538
本社	価格計画・S&D価格計画	石原 隆行	1205-6483
本社	SWG・エンタープライズSW事業部・SW営業部	大場 伸子	1206-4650
幕張	YSL・第一Lotus TS	田中 純	1243-2439
幕張	IGA AS・イノベーション推進	高山 弘之	1804-8516
大和	YSL・ISEL・System技術	大岡 義久	1808-3626
大和	IGAS・東日本総務・大和総務	塚本 辰博	1808-4320
名古屋	ISCJ・第二AS本部・第一AS部	板倉 浩	1209-2972
大阪	GFS・西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	1505-5420
大阪南港	SSO・第六MRサーバーMGT	高岡 雅之	1612-6042
京都御池	サービス & オペレーションズ・生産技術	古川 肇	1616-8523
●組合事務所電話		03-3583-9037	火、水、金 10時～16時
FAX		03-5562-0853	
e-mail		jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp、HP http://www.jmiu-ibm.org/	

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

弁護士 水口 洋介 03-3355-0611(代)  
<http://analyticalsociaboy.txt-nifty.com/yoakemaeka/>  
 東京都新宿区四谷一丁目2番地 伊藤ビル6F  
 労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます。  
 (お手数ですが電話により予約をお願いします)